

令和6年6月27日

令和6年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

令和6年第2回（6月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和6年6月27日（木）午前10時10分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 6名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満	
副町長 中口 守可	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久	
副町長 上田 隆	総務部理事 兼総務課長	南 大介	
教育長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部 総括理事	辻里 光則
総務部長 会計管理者	西 啓介	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
財政改革部長	内山 弘幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川井 理香
しあわせ創造部長	松井 清幸	兼保健センター所長 都市整備部理事 (土木担当)	小坂 雅彦
都市整備部長	奥 和平	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
教育次長兼指導課長	松井 文代	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠

まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	下水道事業理事	奥 田 敏 幸
まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩 田 圭 介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	増 田 明	議会事務局係長	池 田 雄 哉
--------	-------	---------	---------

○会 期

令和6年6月5日から6月27日(23日)

○会議録署名議員

4番	中 原 晶	5番	坂 原 正 勝
----	-------	----	---------

---

#### 議事日程

日程第 1	常任委員長報告
日程第 2 議案第61号	工事請負契約の締結について(町営多奈川平野北住宅 長寿命化改修工事(1期工事))
日程第 3 報告第 2号	専決処分の報告について(町営住宅明渡等請求事件)
日程第 4 議案提出議員第3号	第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を 求める意見書

(午前10時10分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回岬町議会定例会、3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時10分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は、成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

---

○竹原伸晃議長 日程第1、常任委員長報告を議題とします。

6月6日の本会議において、事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を、三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長、道工晴久君。

○道工晴久事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をさせていただきます。

6月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました1件の案件については、6月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定によりまして、ご報告をさせていただきます。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付いたしております委員会記録のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であります。

当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、坂原正勝君。

○坂原正勝厚生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

6月6日の本会議におきまして、本委員会に付託された1件の案件については、6月12日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

なお、質疑応答など詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、ご参照のほど、お願いいたします。

議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算(第3次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された1議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、早川 良君。

○早川 良総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

6月6日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、6月13日の委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論、賛成討論があり、手多数で可決されました。

議案第59号、令和6年度岬町深日財産区特別会計予算（第1次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第60号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計予算（第1次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○竹原伸晃議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、討論を行います。

討論ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 議案第58号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第3次）について、反対の立場で討論を行います。

本提案については、多奈川財産区の基金繰入による緊急的な対応や、補助金を活用した子どもたちの遊具の購入など、適切な予算措置と認めるものもございます。

しかしながら、大阪・関西万博推進事業として、来年度4歳から18歳までの子どもたちへの2回目の無料招待事業を行う追加補正が提案されており、賛同できないと考えるものであります。

総務文教委員会において、3月28日に発生したグリーンワールド工区におけるガス爆発事故、さらに、パビリオンワールド工区においても、メタンガスが検出されたことを確認し、指摘をさ

せていただいたところであります。

その後、さらに爆発事故が発生した東トイレ棟では、作業が不可能なメタンガスの値が、少なくとも76回検知されたとの報道があり、安全性への信頼を大きく損なう事態となっております。

さきに述べたような事業の必要性を認めるものでありますが、大阪・関西万博への子どもたちの2回目の無料招待事業は行うべきではないと考える立場から、反対するものであります。

なお、新型コロナウイルスの定期接種化に伴うワクチン接種事業の提案もありまして、接種に係る自己負担が厚生委員会において3,000円と予定されているとお聞きしたところでありませす。できるだけ軽い負担で接種できるよう、この場で改めて求めるものであります。

○竹原伸晃議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで討論を終わります。

これより議案第58号を、起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○竹原伸晃議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号、令和6年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第59号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号、令和6年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について、

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

---

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第61号、工事請負契約の締結について（町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事（1期工事））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 日程第2、議案第61号、工事請負契約の締結について（町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事（1期工事））をご説明いたします。

提案理由といたしましては、町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事（1期工事）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、町営多奈川平野北住宅長寿命化改修工事（1期工事）、契約の方法は制限付一般競争入札でございます。

契約金額は1億7,006万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,546万円であります。

契約の相手方は泉佐野市日根野2111番地の3、日本土木建設株式会社、代表取締役熊取谷和巳でございます。

契約の経過及び工事概要につきまして、ご説明いたします。議案書に添付しております参考資

料の入札結果経過調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は議会の議決日から令和7年3月21日まで、入札予定価格は税抜きで1億9,490万円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときは低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億6,686万8,000円と定め、事前に公表を行いました。同じく、入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで1億3,643万円と定めております。

なお、失格基準価格につきましては、事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和6年6月10日でございます。

本町では、税込の入札予定価格が2億円以上の工事を発注する場合は、一般競争入札で実施することを定めており、本工事は税込の入札予定価格が2億円以上となることから、一般競争入札により、契約事務を執り行っております。

なお、一般競争入札の実施に当たっては、不良不適格事業者の排除や工事の品質確保の観点から、参加資格を設けて公告を行っております。

入札には、調書記載の7社から参加申込みがあり、参加申込み後、2社が事前辞退し、5社が応札したところ、2社が調査基準価格を下回りました。

最低価格で入札したこの事業者の入札価格は、失格基準価格を上回っていることから、この事業者から、当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、6月14日に庁内関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって、契約内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。

事業者の積算では、工事目的物を造るために直接必要とされる費用である直接工事費は、町の積算額を若干下回っておりましたが、必要な経費の見積りが行われており、取引業者の協力により経費を抑えることができるとの説明がございました。

その他の項目につきましても、経費の削減を行いつつも必要な項目についての積算が行われていることから、契約内容に適合した履行がされると判断し、当該業者を落札者と決定し、6月18日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は入札予定価格の79.3%となっております。

参考資料の裏面をご覧ください。本工事は、令和4年3月に策定の岬町営住宅長寿命化計画に基づく事業で、工事対象は、町営多奈川平野北住宅30棟のうち、1期工事として1から15棟、主な工事内容は、屋根及びとい改修工事、外壁改修工事、アスベスト含有塗材除去工事、その他改修工事となっております。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 工事概要についてお聞きしたいのですが、アスベスト含有塗材除去があります。

これは、アスベストが含有しているものを除去するということですが、これは、外壁かと思うのですが、外壁となると外ですよ。アスベストを除去するときに飛散しないのか。飛散防止などの措置は、どうするのかというところをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 佐々木理事。

○佐々木都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

アスベスト含有の除去につきまして、場所は、外壁の塗りにアスベストが含まれているため、除去することになります。

工事の内容は、飛散しない工法としまして、超高压の水洗工法、水を高压で吹きつけながら、吸引し、外部に飛散しないような形で除去するような工法を取っております。それと、工事に併せて、飛散しているかどうかの調査も、同時に行っております。

昨年においても、同様な工事をしておりまして、工事を実施する前、実施中、実施後において、調査を行っておりまして、いずれも、飛散の事実は確認されておられません。

○坂原正勝議員 結構です。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 私から、何点かお聞きさせていただきます。

まず、こちらの工事なのですが、岬町営住宅の長寿命化計画、これに伴って、昨年度は、小田平住宅の工事と、あと平野北の設計で、今年度が、平野北1から15棟の工事と、残りの16から30棟の設計といった形で、複数年で行う事業と認識してます。

その中で、昨年度、この小田平住宅の工事を実施する際に、6月議会で、この工事請負契約の件を上程された後に、12月議会で工事内容変更が上程されて1,300万円ぐらいの増額の計上がされたという経緯があります。その際に、工事内容変更というところで、3つ変更が発生し

たというところで、屋根ぶき材の仕様変更、外壁等の改修範囲等の変更、先ほど坂原議員からも質問のあったアスベスト対策というところで、佐々木理事からの説明だと、小田平と同じような工法でやるというご説明がありましたけれども、それだけではなくて、この12月議会のときには、住民さんが、それでも、本当に飛散していないか不安だということで、濃度測定と、あと、専用の換気扇を追加設置するという、そういった、工事の変更がありました。

このときに、翌年、今年度、平野北のほうの工事もするに当たって、12月議会で、工事内容が変更になったことも、平野北の設計段階に盛り込んで、平野北の工事に対応するのですかっというふうには、質問させてもらって、その辺を踏まえて、設計調査を行って工事を行うという回答をいただいています。

なので、今回、平野北住宅の工事では、小田平北の追加工事の内容も、反映されているものなのかどうかとという部分。

あと、もう一点質問なのですけれども、今回の平野北住宅の場所なのですけれども、多奈川小学校のすごく近い場所に位置されています。当然、居住されている方や、近隣住民の方には周知等々はされると思うのですけれども、学校へも、アスベストの除去工事ということが、発生しますので、その辺の注意喚起とか、周知等々というところは、されるのかどうか、この2点について回答をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの、議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の昨年度工事を実施しまして、12月議会で、追加変更をさせていただいております。それについて、今年度、工事実施に当たって、変更内容を反映されるかという内容につきましては、まず、昨年度、3点変更をさせていただいております。1点目が、屋根材のふきの工法として、横ぶきを縦ぶきに変更させていただいております。これにつきましては、今年度、工事においても、それを考慮しまして、縦ぶきの工法を採用しまして、工事を実施する予定になっております。

2点目の外壁の改修の範囲、下地処理の作業の項目での変更につきましては、同じく、昨年度の外壁を除去した状況などの内容が、確認できておりますので、それを考慮した状況をもって、外壁の下地の補修の工法を、昨年度の変更の内容を考慮しながら、設計するように変更しております。

3点目につきましては、アスベストの含有のことで、住民さんが心配されているというところで、調査をさせていただいたことになるのですが、これにつきましては、当然、法令を遵守して

施工を行っております。昨年度についても、施工を行っておりまして、今年度についても、法令を遵守して、施工を行います。

その中で、昨年度工事の時点では、住民さんが不安だということでございましたので、追加測定等はさせていただきます。結果としましては、測定の結果では、アスベストの影響はないという結果が出ております。

今年度、設計や工事实施に当たってという点についてですが、当然、法令遵守をしてということころは、守っていくことになります。ただ、国庫補助も加味して工事しておりますので、過大な設計というの、なかなか、実施しがたいところではあります。その中で、工事实施をするに当たっては、除去するところの周辺と、除去作業の中で一番飛散のおそれがあるところの箇所について、調査させていただいて、実施する形になります。

それと、工事するに当たって、昨年度も同様ですが、今年度についても、地元自治区長と協議させていただきます。なお、工事实施に当たっては、個別の住民さんと協議をしながら、注意しながら実施していきたいと考えております。

失礼しました。学校への周知につきましては、工事实施に当たっては、自治区長と相談しまして対応する形にはなりますが、今後、教育委員会とも協議させていただきます。学校への周知等についても、必要かどうかも含め検討して対応させていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 ただいまの説明ですと、去年の12月議会での、小田平住宅の変更内容の2点については、今回も、盛り込まれているという答弁だったと思われまして、アスベストの件に関しては、確かに、国の安全基準にのっとった形で、考慮されるということなので、そこは、特に問題ないと思うのですけれども。

実際、小田平住宅のほうで、それも不安だという住民さんが、いらっしゃったので、きちんと、実際、居住者さん、近隣住民、区長さんに、丁寧に説明をしていただいて、必要であれば、そこは柔軟に、小田平住宅のときと同様に、対応の方をしていただければと思います。

あともう一点、追加で質問なのですが、今回、業者さんが違うので、小田平住宅のときとは、なので、今回、特に、このアスベストの件については、そういった住民さんが心配されたところに関しての引継は、きちんとされている状況なのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

工事業者は、昨年度と今年度で入札により、決定していますので、違う業者となります。ただ、

発注の担当部局としては、一緒の状況になりますので、去年の工事の状況や、変更内容なども含めて、こちらのほうで、認識しておりますので、新しく契約される事業者さんのほうには、同じような状況で説明をさせていただいて、認識させていただいて、工事を実施する予定となっております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私から、2点お伺いしたいのですが、先ほど、住民への周知をされていくということなのですが、そうしたら、それを、いつ、どこで、どのような形で実施されるのか、お聞かせいただきたいと思います。これが1点目。

2点目ですが、先ほど、アスベストの飛散状況の調査というのを機器を用いて、小田平地区でもやってきたということをお聞かせいただきまして、結果は、飛散の事実が認められないということでもあります。

今回も、そういうことをされるということなのですが、住民さん、周辺住民さんにとっては、その情報開示というのは、とても安心することにつながると思うのですよね。これは、提案ですけれども、やはり、日々、その飛散がないのかどうかということ、住民さんに周知していくことが、安心につながるのかと思うのですが、例えば、その機器で毎日測られて、その数値というのを、ホームページなりにアップして、個別に住民さんが見られるような対策っていうのを取られたら、より安心感が増すのかなと思うのですが。これは、提案ですけれども、そんなふうに、実施されるおつもりがないかということをお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、住民への説明を、いつ、どこで、どのようにされるかということにつきましては、契約が、この後、正式に契約される状況にはなりますが、もちろん、設計の段階でも、昨年度、この工事に当たって、設計業務を行っております。その時点で、各住戸を訪問させていただいて、個別に調査をしております。そのときにも、当然、住民さんには、接しさせていただいて、説明をさせていただいております。

今年度、工事実施に当たっても、事前に、自治区長とも協議させていただいて、その後、今回工事実施するに当たって、個別に、今後、訪問させていただいて、説明を行っていく形には、なるかと思っております。

今までで、自治区長と話している中では、個別説明をさせていただいて、丁寧に説明すればいいのかという回答は、今のところは、いただいております。

今後については、住民さんに訪問させていただいた中で、適時、丁寧に説明をさせていただく予定になっております。

2点目、情報開示、アスベストの飛散などの測定の情報開示ということになりますが、調査としましては、工事実施の作業をする前のタイミングと、アスベストの除去をしてる作業中のタイミングと、全部終わった後の調査の、大きくは、全作業中で、3回の調査になっております。

もちろん、調査前の状況につきましては、状況分かる状況ですので、それは、お伝えできるかとは思いますが、作業後については、もちろん、結果が出ますので、それは、作業後になってしまうのですが、そういうところで、お伝えする形にはなるのかと思います。開示の方法につきましては、検討させていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私も、この小田平地区での、この工事のときに、何人かの方が、やはり、アスベストに関する事なので心配だというような声を聞いているのですね。飛散がどういう状況になっているのかが見えないということで、相談を受けたところがあるので。今回も、先手、先手で、やっていただけたと思うのですが、対応が、後手、後手になると、どうしても、その心配とか、不安とかが、どうしても、増幅される傾向にあるような気がするのですね。自分が、もし、その立場だったらそうかなというふうに思うので。ぜひ、その対応が、後手、後手に回らないように、先手、先手で、住民の安心をアピールというか、お伝えできるような環境づくりに努めていただきたいなど。これは、要望にとどめておきます。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 2点ほど。1つは、この1億7,006万円の財源構成ですね、補助もあると、教えていただきたいということと、あと、工事の取壊しとか、建設工事ではないので、さほどではないと思うのですが、車両の進入経路のその時間帯とか、注意点はありますか。要望としては、注意いただきたいということでございます。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の工事の内訳につきましては、正式な金額までは、入札等になりまして、把握はできていないのですが、内容としましては、先ほども説明させていただいたように、屋根及びといの改修工事と外壁の改修工事とアスベスト含有塗材の除去工事がメインになっております。その他改修工事としましては、塗装替えとか一部、若干、工事があるところになるのですが、大きく

は、その3つとして、実施する形になっております。

それと、あと2点目の工事に当たっての車両の進入の経路というところになるのですが、これについては、当然、今後、契約させていただいて、施工業者と協議していく形にはなるのですが、多分、ルートとしましては、平野北住宅の川沿いの15号棟の工事になりますので、府道から入ってきて、与田病院の前の所から、小学校の横を通過するということになるかとは思いますが、また、必要に応じて、河川側にも道路がありますので、そこも利用して、通行する形になるかと思っております。

失礼しました。1点目の財源構成ということのご質問でしたので、回答が誤っており申し訳ございません。

工事費としましては、2分の1が国庫補助になっております。その他は、一般財源での支出となります。2分の1の国庫補助以外の部分については、地方債となります。

○竹原伸晃議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 地方債で、町の負担と2分の1は国庫補助、国庫補助の名称とか、何かあるんですか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 議員のご質問にお答えさせていただきます。

国庫補助の名称としては、社会資本整備の総合交付金となります。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 何点か、お尋ねします。

今、谷崎議員から、工事車両が、どこを通るのかという話があって、それを聞いていて、ふと思いついたのが、警備員の配置等も、この契約の中に含まれているのかどうか。通学路とも重なる可能性がありますので、その辺りについても、お聞きしておきたいと思っております。

それから、小学校との関係で言うと、小学校と保育所も併設されておりますので。場所的には、少し今回の1期工事については、距離があるとはいえ、学校や保育所の運営に支障を来すような大きな音だとか、そういう工事ではないのかということ、念のため確認させていただきたいと思っております。

それから、初めに説明があったときに、取引業者の協力という言葉をお聞きしました。今回、調査基準価格以下の入札価格であったということから、低入札の価格調査委員会が開催をされたということで、その内容の中に、先ほど申し上げた言葉をお聞きしたところですね。この、取引

業者の協力によって、安い入札価格となったということと思うのですが、これは、具体的には、どういうことなのかということ、もう少し、お聞きしたいと思います。

それから、参考までにお尋ねするのですが、住宅については、計画を持って、長寿命化計画の工事が行われるということですが、集会所については、特に計画がないようですが、安全性等、手を入れる必要がないのかどうか、参考までに、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目、警備員の配置につきましては、今回、工事を発注するに当たっても、必要な警備員を配置するようにと発注をしております。

具体的に言いますと、仮設足場の搬入・搬出のタイミングと、敷地内で足場を設置しますので、設置するときと、撤去するとき、それと、あとアスベストの含有除去の工事を行っている期間中については、警備員を配置するようにしております。

それと2点目につきまして、学校運営に影響はないのかということになりますが、場所としましては、議員、おっしゃられるように、少し離れてる場所になろうかとは思いますが、それと、工事の実施に当たっても、環境測定等を行いながら作業をして対応しております。あと、先ほども言いましたように、警備員を配置しながら、対応させていただいておりますので、当然、学校運営には、支障ないように配慮しながら、対応していきたいと思っております。

3点目、取引業者の協力という点につきましては、入札を行いまして、業者が金額等を提示してくる形にはなるのですが、その中で、当然、元請業者さんだけでは、工事というのは成り立たない状況だと思います。その中で、専門業者さん等も作業をする、実施するというところで、その専門業者さんに業務を依頼する元請さんから、下請さんに依頼する時などは、当然、入札前には、業者さんのほうから見積り等、実施できるのか、金額幾らなのかとかということの資料を集めて入札に臨んでいる状況になりまして、入札の審査に当たっても、そういうことが、適正に判断されてるかということ、確認している状況になります。

○竹原伸晃議長 西総務部長。

○西総務部長 集会所の件について、お答えさせていただきます。

現時点では、集会所については、改修計画というものはございません。基本的には、区長さんとも協議させていただきまして、不具合が発生すれば、適宜改修していつているということが、今の現状でして、そういう今、計画的な修繕・改修というのは、集会所のほうでは、今、現在、ないという状況でございます。

○竹原伸晃議長 中原議員。

○中原 晶議員 集会所のことをお聞きしたのは、長寿命化計画の中に、集会所の項目もあったように思ったので、聞いたのですが。何か、計画がないのかと思って、確認をさせていただきました。集会所については、適宜、必要な手当を、これまでも、なさっているし、各集会所です、それと同じような扱いということと、理解をしたいと思います。

それで、取引業者の協力の話なのですが、私が、それを、改めて聞いたことは、下請叩きみたいなことになったら、嫌だなというふうに思ってね。とりわけ、岬町内の地元の事業者さん、も関わっていくことになるのかと思ったので、あまり、激しい低価格で事業を受けざるを得ないというようなことにならないだろうかと、気にしてお尋ねをしたところです。

そんなふうにならないように、努めていただきたい、目配りしていただきたいと思いますし、先ほどお聞きした、学校や保育所への影響等についても、配慮がなされるとの答弁を聞いて、思いましたので、安全な工事を進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより議案第61号、工事請負契約の締結について(町営多奈川平野北平住宅長寿命化改修工事(1期工事))を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 日程第3、報告第2号、専決処分の報告について(町営住宅明渡等請求事件)、報告を求めます。

都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 日程第3、報告第2号、専決処分報告について、町営住宅明渡等請求事件をご説明いたします。

本件につきましては、町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分内容をご説明させていただく前に、まず、今回の明渡等請求に伴う訴えの提起の理由及び概要等を説明させていただきます。

報告第2号の書面とは別にお配りしております町営住宅受渡等請求に伴う訴えの提起についての資料をご覧ください。

理由及び概要としましては、淡輪、番川沿いに位置する木造の戸建ての町営住宅、町営淡輪住宅において、単身入居者が死亡をしたことにより、別棟に住む相続人に対し、期限までに単身入居者が入居していた住宅の家財道具を片づけ、明け渡すよう求めましたが、期限到来後も明渡しに応じず、不法に占拠を続けていることから、明渡しを求め、明渡しが完了するまでの期間、家賃に相当する金員を求めるよう訴えの提起を行ったものであります。

明渡等請求に伴う経緯につきましては、資料裏面に記載しておりますのでご覧ください。

令和4年8月に単身入居者が死亡したことにより、相続人である相手方に対し、明渡しを求める必要が生じました。遺品整理等の期間として、一定の期間が必要となることから、令和5年3月末までに明け渡すよう、期限を指定し対応に当たってまいりました。

しかしながら、相手方は期限を過ぎても居座り、本町の再三にわたる明渡しの求めにも応じないことから、訴えの提起を行ったものであります。現在、裁判所において6月6日付で訴状が受理され、今後、口頭弁論が行われる予定となっております。

それでは、専決処分の内容を説明させていただきます。報告書面の裏面をご覧ください。

専決処分といたしまして、町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

1. 被告となるべき者の住所及び氏名については、専決処分書記載のとおりとなっております。
2. 請求の趣旨としましては、次の(1)から(3)に掲げる判決及び仮執行宣言を求めるものであります。また具体的な金額の内容や根拠となる条例等は資料の表面に記載しておりますので、併せてご覧ください。

判決及び仮執行宣言を求めるものとして、(1)被告は原告岬町に対し、物件目録(町営淡輪住宅第12号棟)の建物を明け渡せ。(2)被告は原告岬町に対し、令和5年4月1日から令和

6年3月31日まで1か月当たり金2万9,800円の割合による金員を支払え。令和6年4月1日から物件目録の建物の明渡しに至るまで、1か月当たり金3万円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とするとしております。

次に3. 訴訟遂行の方針としまして、(1) 第一審判決の結果、必要があるときは上訴することができる。(2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、もしくは追加し、または和解し、もしくは訴えを取り下げることができるとしております。

専決処分の理由としまして、町長の専決処分事項の指定に定める町長において専決処分することができる事項として、平成22年12月21日の議会の議決により、町営住宅の滞納家賃の納入及び住宅の明渡請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関することが指定されておりますので、この規定に従い、本件について専決処分を行ったものであります。

以上が、専決処分の報告となります。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事からの報告が終わりました。

ただいまから、質疑を受けます。質疑、ございませんか。

坂原議員。

○坂原正勝議員 今、説明を受けまして、関連の資料に目を通してののですが。これは、この資料によると、淡輪にある町営住宅に住む人が、相手方ということですけど、その事情を、この文章から見っていくと、母親が死亡したと。それから、相続人という言葉も出てきますから、母親と息子の関係かなと思うのですが。また、別棟に相手方とありましたから、この相手方というのは、今回の提訴の相手方というのは、この、母親の住んでいた町営住宅とは、別棟で町営住宅に入っていたということですね。入っていたのに、以前から母親と、もう、同居していたということですね。それで、その母親が亡くなったので、そこから、退去するよということですね。それが、その求めに応じなかったので、今回に至ったことだと思うのですが。

そもその話ですが、別棟で自分の部屋を持つてるのに、母親の家と一緒に住む、そのときは、母親存命中はそのほうが便利やったのかもしれませんが。その後、母親が亡くなった後、何故、自分の部屋に帰らないのかと思うのですが。自分のその部屋というのは、住まれない状態とか、何か、そのような、その部屋に帰られない事情が何かあるのでしょうか。参考までに、分かればお聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの、ご質問に伝えさせていただきます。

議員がおっしゃられるとおり、今回の対象者につきましては、母親が住んでいた所と別の所で

一応、契約しております、入居しているという状況になっているのですが、母親が存命中のときには、生活がしやすかったのかどうか分かりませんが、母親の所に住んでいたという状況になっておりました。

それで、母親が亡くなったということで、契約上は母親との契約になりますので、そこで住めない、契約は更新できないということになりますので、そこから、明け渡していただくということで対応しております。

相続人の契約していた住宅については、私どもは、中にまで入って、確認等は、なかなか難しい状況ではあるのですが、本人からの聞き取り状況では、生活形態が母親の所で実際住まれていた状況で、自分の住んでいる所では、住みにくいというふうなことは聞き及んでおります。

○竹原伸晃議長 坂原議員。

○坂原正勝議員 もう一つ、聞くのですが、この訴えで求めているのは、令和6年4月1日からその建物の明渡し、実際に明渡しに至るまでの間は、その家賃を払ってことですね。この家賃については、その母親の家の家賃だと思のですが、もともと、この男性が借りてる別棟の、そっちの家賃のほうは、ずっと入ってるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ご質問に、お答えいたします。

こちらのほうの、今回の訴えの内容につきましては、議員おっしゃられるように、母親の住宅に対する請求になります。相続人の住まれてる、契約している住宅については、ここに含まれておりません。今現在まで、その住宅については、当然契約に基づいて家賃を支払われている状況になっております。

○坂原正勝議員 結構です。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 私からも何点かお聞きしたいのですが、1点目は、先ほど、坂原議員から質問があった点に関わるのですが、今回、あくまでも、契約的などころで、亡くなった母親が住んでいた所、ここが、実際、明け渡してほしいという所で、だけれども、今、実際に相続人の方が住まわれているという所。そこを、明渡しに応じないから訴えるって点なのですけれども。先ほどの理由によると、もともと、その相続人の方が住まわれている所は、今、住める状態じゃないとか、生活する場所が、今、もう母親と同じ場所に住んでた所だから、明渡しが難しいというような理由に聞こえたのですが。

であれば、逆に、その男性の住んでいる場所の家賃滞納がないのであれば、明渡しは今その男

性が契約してるのを明け渡すというほうで、今、母親が、もともと住んでいた所、こっちに、逆に継続して住んでもらうという、そういう方法は、取れないもんなのですかという部分と、あとは、この淡輪住宅は、町営住宅の長寿命化計画の中で、用途廃止ということが決定していて、今、築年数も、60年ぐらい、70年たっているような形で、耐用年限も、かなり過ぎているような状況だと思うのですけれども。

これは、別の町営住宅への住み替えというところ、これも、実際の居住者さんには提案していくと契約上なってるのですが、そういった提案とか、これまで、ずっとされてるのですか。2点お願いします

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの、2点のご質問に、お答えさせていただきます。

まず1点目、町営住宅、母親が住んでいた所を残して、相続人が契約している所を住めない状況であれば、そちらをなくして、今、母親が契約している所に住めないのかという質問だったかと思いますが、あくまで、契約、母親が住んでいた所については、母親が契約しておりまして、同居人がいないという状況で契約をしております。

母親がいる状況で、同居などして、母親が亡くなったということで契約を引き継ぐなどは、場合により、可能ではあるのですが、母親が契約している状況は、単身入居者ということで契約をしまして、亡くなったということですから、亡くなった時点で、引き継がれる、契約できる対象者がいないという状況になります。したがって、そこを、何らかの理由があつたとしても、引き続き住めるという契約を行うことは、できません。

それと、あと2点目、用途廃止、淡輪住宅については用途廃止ということで位置づけされておりました、用途廃止する場所につきましては、ほかの住み替え等の提案等はなされたかということにつきましては、緑ヶ丘住宅が建て替えを以前にしました。そのときに、淡輪住宅については用途廃止という位置づけがありますので、淡輪住宅の入居者さんの方々には、緑ヶ丘住宅への入居ということで提案はさせていただいております。

ただ、その時点においては、入居者さんのほうから、緑ヶ丘住宅に入居ということは望まないということでしたので、移転等はしておりません。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 もう少し、お聞きしたいのですが、私も契約上の細かい点は分からないので、単純に今、その男性が契約しているところの家賃滞納がないんだったら、1戸の棟の契約だったら、多分、経済的にも支払い能力があるのかなと思ってるので。だから、逆に住んでない所だけ明け

渡すってというような、そういう柔軟な対応を取れたら、こういったややこしいことにならなかったのかなと単純に思ったので、それが、何らかの方法もないのかなという部分で。それが、無理だということだったら、無理という回答で、全然構わないのことが1点と、あとは、用途廃止に伴う住み替えの提案というのは、これ、緑ヶ丘住宅の建て替えのときに1回提案しただけになるのですか。継続的に、多分、いろんな深日と多奈川の住宅がもう用途廃止になっているとっていて、深日は、もう廃止されたのかと思うのですが。淡輪には、まだ、居住者がいる方には、継続的に提案すべきかと思うのですが、それ、緑ヶ丘が建て替えになる1回だけですか、それとも、継続的に、続けられているということですか。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの、ご質問に、お答えさせていただきます。

提案させていただいたタイミングとしては、緑ヶ丘住宅の建て替えの状況の時点で、提案はさせていただいております。

当然、それ以降についても、住民さん、様々な意向等はあるかと思っておりますので、それについては、柔軟に対応していく形にはなるかとは思いますが、確認させていただいているのは、そのタイミングになります。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷地議員の質問に、お答えさせていただきます。

まず、住宅の廃止について、住んでる住民さんへの対応につきましては、理事からお伝えさせていただいたように、緑ヶ丘住宅が建ったときに、一度、皆様に回らせていただいております。それ以降につきましては、会うタイミングによって、どうしても、亡くなるまで居たいという方もおられます。今回の方につきましても、お話しに行ったときには、私は、ここから動きたくないというお話もいただいた中で、できるだけ動いてくださいということも、住宅に訪問させていただいたときに、お話しさせていただいたこともあります。だから、1回とは限っておりません。ただ、数回はさせていただいてると、私自身思っていますので、その辺は、ご理解いただければと。

もう一つ、入れ替えのお話、今回の方につきましては、お母さんの所に、まずは、同居しませんかと。もう、自分の家を明け渡してくださいよと。今回になるまでの話ですが、借りているところに住まず、お母さんと一緒に同居されているのなら、もう、そこへ同居の手続、踏んでくださいというお話も、させていただいたこともあります。いやいや、そんなことはしたくないというお話もあって、今回のような場面に至ったということもありますので、その辺は、ご理解していただきたいと思ひまして、補足説明させていただきました。

○竹原伸晃議長 谷地議員。

○谷地泰平議員 いろいろ複雑なご事情があって、いろいろ対応されていたけれども、なかなか前に進まず、今に至るということを、今、ご説明でいろいろご苦労されてるなということは、分かりました。

用途廃止に伴う住み替えの件についても、1回だけでなく、複数回やっていますということなので、やはり、耐震性の問題とかもあって、ずっと住み慣れた場所に住み続けたいという入居者さんの気持ちも十分に分かるのですが、やはり、何かあったときとか、災害時に、すごく影響を受けやすいので、また、ここは引き続き、根気強く説得のほうをしていただければと思います。これは要望です。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

松尾議員。

○松尾 匡議員 今まで、ほかの議員からもご質問あって、そのお答えを、今まで、よく聞いてたのですが、いまいち、よく分からないところがありますね。なぜ、そこまで固執してるのかというか、その訴えに至るまで、その母親の住居にこだわるというか、支払いに、もう、これからも応じないというか、そういったところが。

例えば、相手方の言い分というのは、何か言われてることがあるかどうか。あるとしたら、どんなこと言われているのかということをお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、佐々木信行君。

○佐々木都市整備部理事 ただいまの、ご質問に、お答えさせていただきます。

相手方のこれまでの状況に対して、言い分等はいろいろありまして。もちろん、母親が存命中についても、もちろん、家賃を支払っていただいて入居してしまして、部長も、先ほど答弁させていただいたように、同居などの話もしております。

それとあと、今回、訴訟に至るまでの間につきましても、母親が亡くなってから物品等を片づけをする必要な時間が必要だということと、ある程度、8月ぐらいに亡くなって年度末までの時間を取らせていただいて、そこまで片づけてくださいねと言わさせていただきました。

その中でも相手方からは、途中でやっぱりそこまででは片づけられない。6月ぐらいまでかかるんやとかっていう話もあったり、また時間がたったときには、次はまだ7月、8月ぐらいで片づけるから9月までかかるんやっていうところを言われたりとか。その後についても年内をめどに片づけますと言われたりとかっていうのを延々と何度となく協議の中で繰り返し延長するような主張をされてます。

それと併せて、いつ出ていくか分からへん、家が見つかるか分からへんとかというところも言われている状況の中で、実際、いつをもって退去していただけるのかというのが、もうほぼ協議の中で確約がちょっと取れない状況が、何度となく続いた状況になりまして、今回、明渡しの請求に至ったっていうところになります。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告について、町営住宅明渡等請求事件の件を終わります。

---

○竹原伸晃議長 日程第4、議員提出議案第3号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第3号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書を、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、岬町議会議員 松尾 匡。

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 谷地泰平

奥野 学

坂原正勝

大里武智

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書。

平素は、本町の交通安全対策や、安全・安心なまちづくりにご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、第二阪和国道が開通し、本町住民の日常生活のアクセスや利便性が向上したことは大変喜ばしいことでもあります。しかし、孝子ランプ交差点においては、地形上、見

通しが悪く、特に和歌山方面からランプを降り右左折する際には、府道752号線を走る車両と接触するおそれがあると町内の住民より多数の意見をいただいております、実際に接触事故も発生している状況となっております。また、府道752号線の道路の路面上に注意喚起の道路標示をしていただきましたが、いまだ危険な状態は続いています。

さらには、現在、新たなみさき公園整備事業が進められておりますが、令和6年に暫定開園した後、令和9年、令和11年、令和14年以降と段階的にオープンする予定であり、孝子ランプや府道752号線の交通量の急激な増加が予想されます。

このことから、本町議会としましては、車両の円滑な通行並びに通行者の安全を確保する上で、信号機設置の必要性を認識しております。

令和3年9月8日付で岬町長より、令和3年9月7日及び令和5年3月28日付で本町議会より大阪府警察本部並びに大阪府公安委員会に信号機設置要望書を提出しておりますが、いまだ設置には至っておりません。町民はもとより、道路利用者の通行の安全を守る観点から、信号機設置の早期の対策が必要であると考えております。

本町議会としましては、交通事故による危険を回避するためにも、1日も早い信号機の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和6年6月27日、大阪府泉南郡岬町議会。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

提出先を述べさせていただきたいと思っております。これは、大阪府警察本部並びに大阪府公安委員会に提出の予定をしております。

○竹原伸晃議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議員提出議案第3号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○竹原伸晃議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○竹原伸晃議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年第2回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午前 11時33分 閉会)